

## 災害弔慰金

自然災害で亡くなった人の遺族に支給される災害弔慰金は、公明党のリードで今年7月に成立した改正法により支給対象が拡大し、生計を一つにしていた兄弟姉妹にも支給されるようになった。

東日本大震災の被災地で拾い上げた「現場の声」を国政に届け、実現したものが、まだ改善すべき点がある。

「生計維持者」の判断基準が曖昧になっている問題だ。

災害弔慰金は、生計維持者が亡くなった場合は500万円、それ以外の場合は250万円が支給されることになっ

ている。0万円になったという。

しかし、被災地ではないか。実態に即して見直すべきである。

実際の稼ぎ手である人が亡くなった場合でも、遺族に一定の収入があれば「生計維持者」と認められず、弔慰金の支給

が判断しているが、その基準は1975年の厚生省(当時)

に係る所得金額の制限を受けられる程度(75年現在、70万円)以内の場合」とされている。つまり、市区町村が同通知を意識しすぎて、実態に合わないケースが出てきているというわけだ。

## 実態に即した見直しを

生計維持者の判断基準 政府は一日も早く改善せよ

額が250万円に減額されているケースがあった。

の局長通知である。

24日の国会質問で公明党の

公明党の竹谷とし子参院議員が国会で取り上げた事例では、夫を亡くした女性が、年間約83万円の収入があったために、弔慰金の支給額が25

万円に減額された。これには生計維持者について、「社会通念上、死亡者が受給遺族の主たる扶養者とみられる場合で、かつ受給遺族に収入がない、または所得税法に規定する控除対象配偶者

石田祝稔衆院議員が改善を求めたのに対し、小宮山厚労相は「(通知は)時代に合っていない」と認め、「(基準を)はっきりと分かりやすい形で示したい」と答えた。

この見直しに法改正は必要ない。政府は一日も早く改善すべきである。

弔慰金の支給対象を広げる法改正の際には、公明党の遠山清彦衆院議員の質問に細川厚労相(当時)が「ぜひ国会で議論してほしい」と前向きな答弁をしたが、衆参400人以上もいる与党議員の動きは見られなかった。

今回こそは、スピード感のある対応を強く求めたい。

73年に成立した災害弔慰金支給法は、公明党が繰り返し議員立法を提出するなど一貫して法制定を訴え、個人救済への道を開いた法律だ。公明党は今後も被災者の側に立ち全力で戦い抜く決意である。